



2014、5月号

5月に入り、楽しいゴールデンウィークも終わりましたが、皆様はどのように過ごされましたか？

さて、5月のテーマは平成26年税制改正で創設された生産性向上設備投資促進税制です。設備投資を検討されている方は是非ご一読下さい。

最新設備、利益改善設備の導入で税金優遇！！

平成26年度税制改正により、生産性向上設備投資促進税制が創設されました。この制度は、法人・個人事業主が、一定の設備を取得した場合に、税金面で優遇しますよという内容のものです。

具体的には、H26年1月20日以降に最新設備や利益改善のための設備を取得した場合には、その取得額を全額経費にするか、税額から5%を直接控除することができます。

業種・業態・企業規模などの制限は無く、一定の要件を満たせば、機械装置・器具備品・建物・構築物・ソフトウェアなどが対象となります。

また、中小企業投資促進税制という他の税制優遇措置と併用することもできます。

最新設備・利益改善設備の要件

最新設備 →最新モデルであること、生産性が年平均1%以上向上していること。
(注)生産性とは、単位時間当たり生産量・精度などのこと。

利益改善設備→投資利益率が15%以上(中小事業者は5%)であること。
(注)投資利益率=(営業利益+減価償却費)の増加額÷設備投資額

一定の金額以上であること→機械装置は160万円、
器具備品・建物・構築物は120万円
ソフトウェアは70万円

2014/5/7 作成者 天野



吉田真由美税理士事務所

〒540-0012

大阪市中央区谷町 1-3-5 アンフィニ・天満橋 803

TEL06-6944-1022/FAX06-6944-1033



Yoshida Mayumi